（管理栄養士養成施設の指定の基準）

第十一条　令第十条の規定による主務省令で定める基準は、第九条第六号、第九号、第十号及び第十三号に規定するもののほか、次のとおりとする。

一～十四　（略）

（内容変更の承認）

第十二条　令第十一条の規定による指定養成施設（法第五条の三第四号の規定による指定を受けた学校であるものを除く。次条及び第十四条において同じ。）の設置者であつて、令第十一条の規定による内容変更の承認を受けようとするものは、学生若しくは生徒の定員又は修業年限を変更しようとする場合は変更しようとする年度の前年度の九月三十日までに、同時に授業を行う学生若しくは生徒の数を変更しようとする場合又は教育内容ごとの単位数若しくは履修方法を変更しようとする場合は変更しようとする日の二月前までに、変更の内容を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

（変更の届出）

第十三条　指定養成施設の設置者に係る令第十三条の主務省令で定める事項は、第八条第一項第一号又は第二号に掲げる事項とする。

（権限の委任）

第二十条の二　法第六条の四第一項及び令第二十条第一項の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が第五号に掲げる権限を自ら行うことを妨げない。

一・二　（略）

三　令第十一条に規定する権限

四　令第十二条から第十四条までに規定する権限

五　令第十五条に規定する権限

（管理栄養士養成施設の指定の基準）

第十一条　令第十一条の規定による主務省令で定める基準は、第九条第六号、第九号、第十号及び第十三号に規定するもののほか、次のとおりとする。

一～十四　（略）

（内容変更の承認）

第十二条　令第十二条第一項の規定による指定養成施設（法第五条の三第四号の規定による指定を受けた学校であるものを除く。次条及び第十四条において同じ。）の設置者であつて、令第十二条第一項の規定による内容変更の承認を受けようとするものは、学生若しくは生徒の定員又は修業年限を変更しようとする場合は変更しようとする年度の前年度の九月三十日までに、同時に授業を行う学生若しくは生徒の数を変更しようとする場合又は教育内容ごとの単位数若しくは履修方法を変更しようとする場合は変更しようとする日の二月前までに、変更の内容を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

（変更の届出）

第十三条　指定養成施設の設置者に係る令第十四条の主務省令で定める事項は、第八条第一項第一号又は第二号に掲げる事項とする。

（権限の委任）

第二十条の二　法第六条の四第一項及び令第二十一条第二項の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が第五号に掲げる権限を自ら行うことを妨げない。

一・二　（略）

三　令第十二条第一項に規定する権限

四　令第十三条から第十五条までに規定する権限

五　令第十六条に規定する権限

2　法第六条の四第二項及び令第二十条第二項の規定により、前項に規定する権限は、地方厚生支局長に委任する。ただし、地方厚生局長が当該権限を自ら行うことを妨げない。

3・4　（略）

2　法第六条の四第二項及び令第二十一条第二項の規定により、前項に規定する権限は、地方厚生支局長に委任する。ただし、地方厚生局長が当該権限を自ら行うことを妨げない。

3・4　（略）

附　則

この省令は、令和七年十一月一日から施行する。

○厚生労働省令第百七号

毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第四条の三第一項及び第十四条第二項の規定に基づき、毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十月二十九日

厚生労働大臣　上野賢一郎

第一条　毒物及び劇物取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第一（第四条の二関係） （略） 劇物 一～四十九の五　（略） 四十九の六　四―［二―（四―ターシャリ―ブチルフエニル）エトキシ］キナゾリン（別名フエナザキン）及びこれを含有する製剤。ただし、四―［二―（四―ターシャリ―ブチルフエニル）エトキシ］キナゾリン一九・四％以下を含有するものを除く。 四十九の七～四十九の九　（略） 五十～六十七　（略）	**別表第一**（第四条の二関係） （略） 劇物 一～四十九の五　（略） （新設） 四十九の六～四十九の八　（略） 五十～六十七　（略）

第二条　毒物及び劇物取締法施行規則の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（毒物又は劇物の譲渡手続に係る書面） **第十二条の二**　法第十四条第二項の規定により作成する書面は、譲受人が押印し、又は署名した書面とする。 **別表第一**（第四条の二関係） （略） 劇物 一～九の二　（略）	（毒物又は劇物の譲渡手続に係る書面） **第十二条の二**　法第十四条第二項の規定により作成する書面は、譲受人が押印した書面とする。 **別表第一**（第四条の二関係） （略） 劇物 一～九の二　（略）